

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

資料1

根拠法令: 子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項

従うべき基準	・特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員 ・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

●利用定員に関する基準

項目	国の条項	国の基準		従・参	佐世保市の基準
利用定員	第4条	認定こども園及び保育所	20人以上	従	
	第37条	特定地域型保育事業所 家庭的保育事業 小規模保育事業A型及びB型 小規模保育事業C型 居宅訪問型保育事業	1人～5人 6人～19人 6人～10人 1人～5人		

●運営に関する基準

項目	国の条項	国の基準	従・参	佐世保市の基準
内容及び手続の説明及び同意	第5.38条	保護者に対し事前説明を行い、同意を得ること ・説明項目: 運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等保育の選択に必要な重要事項 ・説明方法: 文書又は希望があれば電磁的方法	従 参	国基準どおり
応諾義務 定員を超える場合	第6.39条	保護者からの利用申し込みを正当な理由がない限り拒んではならない 認定こども園又は幼稚園 ・抽選、受付順、理念・基本方針等に基づく選考(選考方法の明示が必要) 認定こども園又は保育所、特定地域型保育事業所 ・保育を受ける必要性が高い子どもを優先的に選考(選考方法の明示が必要)	従	

項目	国の条項	国の基準	従・参	佐世保市の基準
あっせん、調整及び要請に対する協力	第7.40条	提供体制の確保が困難な場合は、市のあっせん等にできる限り協力する	従	
受給資格等の確認、申請の支援、心身の状況等の把握	第8.9.10.41条	・支給認定証により子どもの区分等を確認する ・支給認定申請が未実施の場合には速やかな援助を行う ・子どもの心身の状況、置かれている環境等把握に努める	参	国基準どおり
他の機関との連携	第11条	・特定教育・保育施設は小学校等他の機関等との密接な連携に努める	参	国基準どおり
	第42条	・特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者は除く)は連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業者を除く) ・居宅訪問型保育事業者は連携する障がい児入所施設を適切に確保しなければならない ・特定地域型保育事業者は事業の終了に際して他の事業者において継続的に保育が実施できるよう密接な連携に努めなければならない	従 参	国基準どおり
教育・保育の提供の記録	第12条	・特定教育・保育施設は必要な事項を記録しなければならない	参	国基準どおり
利用者負担額等の受領	第13.43条	・利用者負担を受領し、それ以外に上乗せ徴収や実費徴収をすることができる ・上乗せ徴収や実費徴収を行う場合には使徒や額の明示を行う	従	
通知等	第14条	施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に額の通知を行う	参	国基準どおり
教育・保育の取扱指針	第15.44条	①幼保連携型認定こども園: 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼稚園: 幼稚園教育要領 ③保育所: 保育所保育指針 ④認定こども園: 上記①～③ ⑤特定地域型保育事業: 保育所保育指針に準じる	従	
評価	第16.45条	・自己評価は責務、外部評価は努力義務	参	国基準どおり
相談及び援助、緊急時の対応、市への通知	第17.18.19条	特定教育・保育施設は適切な相談と必要な援助を行い、緊急時には速やかな措置を講じ、保護者の不正行為については市に通知を行う	参	国基準どおり
運営規程の策定	第20.46条	運営の方針等重要事項について規程する	参	国基準どおり
勤務体制の確保等、定員の遵守	第21・22・47・48条	職員の勤務体制の規定と研修の実施、特別な事情以外での定員を超えての保育の禁止	参	国基準どおり
子どもへの適切な処遇	第24・25・26条	①平等の原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	従	

項目	国の条項	国の基準	従・参	佐世保市の基準
秘密保持	第27条	・正当な理由なく業務上知りえた秘密を漏らしてはならない ・管理者は職員が退職後も守秘義務を遵守するよう措置を講じる ・他の機関に提供する場合には保護者の同意を得る	従	
利益供与等の禁止	第29条	対償として金品等の供与や収受の禁止	参	国基準どおり
苦情解決	第30条	特定教育・保育施設は苦情に対し内容の記録を行い改善に努める	参	国基準どおり
事故発生の防止及び対応	第32条	①指針の整備 ②分析を通じた改善策の周知徹底 ③防止のための委員会及び研修の実施 ④発生時の市及び保護者への連絡 ⑤処置の記録 ⑥賠償が発生した場合は速やかに損害賠償を行う	従	
会計区分、記録の整備	第33・34条	その他の事業の会計と区分し、諸記録を整備する	参	国基準どおり

●特例施設型給付に関する基準

項目	国の条項	国の基準	従・参	佐世保市の基準
特別利用保育・特別利用教育の基準	第35.36.51.52条	特別利用保育等を実施する場合は、認定区分の子どもと同じ基準等によることを基本とする	従	